

行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
○行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 平成4年2月28日告示第13号 (目的) 第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、その処理施設の設置及び維持管理並びに補助金を交付することについて、関係法令及び行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 小型合併処理浄化槽 <u>浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽</u>であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上で放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。）が適用される合併処理浄化槽にあっては、国庫補助指針に適合するものをいう。 (2) 専用住宅 主に住居の用に供する建物であって一戸建てのもの（以下この号において「一戸建て住居」という。）をいう。ただし、二世帯住宅等で同一敷地内に一戸建て住居が複数ある場合（<u>共同住宅及び長屋住宅を除く。</u>）を含む。 (3) 併用住宅 小規模店舗等を併設した住宅で、延床面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅（<u>共同住宅及び長屋住宅を除く。</u>）をいう。 (4) 単独浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。	○行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 平成4年2月28日告示第13号 (目的) 第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、その処理施設の設置及び維持管理並びに補助金を交付することについて、関係法令及び行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。 (用語の定義) 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 小型合併処理浄化槽 <u>し尿と併せて雑排水を処理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。）</u>であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90%以上で放流水のBODが20mg/ℓ（日間平均値）以下の機能を有するとともに、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号。以下「国庫補助指針」という。）が適用される合併処理浄化槽にあっては、国庫補助指針に適合するものをいう。 (2) 専用住宅 主に住居の用に供する建物であって一戸建てのもの（以下この号において「一戸建て住居」という。）をいう。ただし、二世帯住宅等で同一敷地内に一戸建て住居が複数ある場合（<u>集合住宅を除く。</u>）を含む。 (3) 併用住宅 小規模店舗等を併設した住宅で、延床面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅をいう。 (4) 単独浄化槽 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号に規定するみなし浄化槽をいう。

改正後	改正前
(5) 汲み取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する汲み取り便所の便槽をいう。 (6) 転換 単独浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、浄化槽を設置することをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認を要する建築物の新築、増築又は改築に伴うものを除く。 (7) 処分 転換に伴い単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の清掃から消毒、汚泥処理、撤去、運搬及び最終処分までを行うことをいう。 (8) 配管 生活排水を合併処理浄化槽本体に流入させ、又は合併処理浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管きょ、ポンプ設備及びますをいう。 (9) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。 (10) 補助対象地域 下水道事業計画区域及び農業集落排水使用区域並びに集中合併処理浄化槽使用区域を除外した行橋市全域をいう。 (11) 申請者 行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金の交付を申請する者をいう。ただし、小型合併処理浄化槽設置場所の世帯主又は設置後に実質的に浄化槽の管理を行う同一世帯の世帯員に限る。 (12) 賃貸住宅 賃貸人から専用住宅及び併用住宅を借りているものをいう。 (13) 市税等 行橋市税条例（昭和37年条例第1号）第3条第1号から第3号並びに国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、市営住宅使用料、水道使用料、口径別納付金、下水道使用料、下水道受益者負担金及びし尿処理手数料をいう。 (補助金の交付) 第3条 市長は、補助対象地域において、小型合併処理浄化槽の設置をする者（賃貸住宅に居住する者にあつては、当該居住者が<u>設置</u>をする場合に限る。以下「設置者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。	(5) 汲み取り便槽 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第29条に規定する汲み取り便所の便槽をいう。 (6) 転換 単独浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、浄化槽を設置することをいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項の規定による確認を要する建築物の新築、増築又は改築に伴うものを除く。 (7) 処分 転換に伴い単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の清掃から消毒、汚泥処理、撤去、運搬及び最終処分までを行うことをいう。 (8) 配管 生活排水を合併処理浄化槽本体に流入させ、又は合併処理浄化槽本体で処理した水を公共用水域等に放流させるために必要な管きょ、ポンプ設備及びますをいう。 (9) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。 (10) 補助対象地域 下水道事業計画区域及び農業集落排水使用区域並びに集中合併処理浄化槽使用区域を除外した行橋市全域をいう。 ※新規 ※新規 ※新規 (補助金の交付) 第3条 市長は、補助対象地域において、小型合併処理浄化槽の設置又はその規模の変更（以下「設置等」という。）をする者（賃貸住宅に居住する者にあつては、当該居住者が<u>設置等</u>をする場合に限る。以下「設置者」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

改正後	改正前
2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれか</u>に該当する者に対しては、補助金を交付しない。 (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに小型合併処理浄化槽を設置する者 (2) 賃貸住宅に居住する者で、当該賃貸住宅の所有者 <u>又は賃貸人</u>の承諾が得られないもの (3) 販売の目的で小型合併処理浄化槽付専用住宅又は併用住宅を建築する者 (4) 浄化槽設置後、<u>直ちにその場所</u>に住民票を置けない者。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 (5) <u>当該年度以前の年度において市税等を滞納している者及び世帯構成員に滞納者がある者</u> (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの若しくは暴力団員が役員となっている法人その他の団体 (7) <u>既設の小型合併処理浄化槽を更新する者</u> (8) <u>11人槽以上の合併処理浄化槽を設置する者</u> (9) その他市長が不適当と認める者 （補助金の額） 第4条 補助金の額は、小型合併処理浄化槽の<u>設置</u>に要する費用に相当する額とし、設置者が<u>設置</u>をした小型合併処理浄化槽の規模（建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302-2000。<u>以下</u>「算定基準」という。）により算定した人槽区分をいう。）に応じ、別表第1の右欄に定める額を限度とする。 2 前項の規定にかかわらず、併用住宅に小型合併処理浄化槽の設置をした	2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号の一</u>に該当する者に対しては、補助金を交付しない。 (1) 法第5条第1項の規定による設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに小型合併処理浄化槽を設置する者 (2) 賃貸住宅に居住する者で、当該賃貸住宅の所有者の承諾が得られないもの (3) 販売の目的で小型合併処理浄化槽付専用住宅又は併用住宅を建築する者 (4) 浄化槽設置後、<u>その場所</u>に住民票を置けない者。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。 (5) <u>市（区町村）税等を滞納している者</u> (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの若しくは暴力団員が役員となっている法人その他の団体 ※新規 ※新規 (7) その他市長が不適当と認める者 （補助金の額） 第4条 補助金の額は、小型合併処理浄化槽の<u>設置等</u>に要する費用に相当する額とし、設置者が<u>設置等</u>をした小型合併処理浄化槽の規模（建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302-2000。<u>次項において</u>「算定基準」という。）により算定した人槽区分をいう。）に応じ、別表第1の右欄に定める額を限度とする。 2 前項の規定にかかわらず、併用住宅に小型合併処理浄化槽の設置<u>等</u>をし

改正後	改正前
場合においては、当該併用住宅の居住部分の延床面積を対象として算定基準により算定した規模に応じ、別表第1の右欄に定める額を限度とする。	た場合においては、当該併用住宅の居住部分の延床面積を対象として算定基準により算定した規模に応じ、別表第1の右欄に定める額を限度とする。
3 転換の場合にあっては、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度として、前項の補助金額に加算する。この場合において、加算金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	3 転換の場合にあっては、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額を限度として、前項の補助金額に加算する。この場合において、加算金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
<u>4 申請者の都合により、算定基準より小型合併処理浄化槽の規模を大きくした場合においては、算定基準に基づく小型合併処理浄化槽の規模とみなし、別表第1の右欄に定める額を限度とする。</u>	※新規
(補助金交付の申請)	(補助金交付の申請)
第5条 <u>申請者</u>は、補助事業に係る工事に着手する前までに、次の各号に掲げる書類とともに行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。	第5条 <u>補助金の交付の申請をしようとする世帯の世帯主である者(以下「申請者」という。)</u>は、補助事業に係る工事に着手する前までに、次の各号に掲げる書類とともに行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。
(1) 法第5条第2項に規定する期間を経過した同条第1項に基づく届出書の写し	(1) 法第5条第2項に規定する期間を経過した同条第1項に基づく届出書の写し
(2) 建築基準法第6条第1項<u>に規定する確認済証の写し(ただし、延床面積に居住部分以外が含まれている場合は、建築計画概要書の写し)</u>	(2) 建築基準法第6条第1項<u>の規定による確認を要する者は、計画書及び確認済証の写し</u>
(3) 賃貸住宅に居住する者については、当該賃貸住宅の所有者<u>又は賃貸人</u>の承諾書	(3) 賃貸住宅に居住する者については、当該賃貸住宅の所有者の承諾書
(4) <u>小型合併処理浄化槽設置工事請負契約書</u>の写し	(4) <u>小型合併処理浄化槽の設置等の工事請負契約書</u>の写し
(5) 設置場所の位置図及び浄化槽配置配管図	(5) 設置場所の位置図及び浄化槽配置配管図
(6) 誓約書(様式第2号)	(6) 誓約書(様式第2号)
(7) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証	(7) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
(8) <u>浄化槽整備事業に係る浄化槽登録要領(平成4年12月1日全国浄化槽推進市町村協議会発令)第6条第1項に規定する登録証の写し</u>	(8) <u>国庫補助指針に適合することを証する書類(ただし、国庫補助指針が適用される小型合併処理浄化槽に限る。)</u>
<u>(9) 浄化槽管理票(C票)</u>	※新規
(10) 浄化槽設備士免状の写し	(9) 浄化槽設備士免状の写し
(11) 市(区町村)税の滞納のないことを証明する書類(発行日から1ヶ	(10) 市(区町村)税の滞納のないことを証明する書類(発行日から1ヶ

改正後	改正前
月以内のもの) (12) 納付状況調査同意書(様式第3号) (13) 住民票(世帯全員の記載があり、かつ、その続柄も記載されているものであって、発行日から3ヶ月以内のもの) (14) 申請の手続を委任する場合は、委任状(様式第4号) (15) その他市長が必要と認める書類 (補助金交付の決定及び通知書類)	月以内のもの) (11) 納付状況調査同意書(様式第3号) (12) 住民票(世帯全員の記載があり、かつ、その続柄も記載されているものであって、発行日から3ヶ月以内のもの) (13) 申請の手続を委任する場合は、委任状(様式第4号) (14) その他市長が必要と認める書類 (補助金交付の決定及び通知書類)
第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。	第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。
2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(様式第5号)又は行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。 (補助金交付の条件)	2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書(様式第5号)又は行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。 (補助金交付の条件)
第7条 市長は、<u>補助金交付</u>の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。 (変更承認申請書)	第7条 市長は、<u>補助金の交付</u>の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。 (変更承認申請書)
第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。	第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助事業の内容を変更しようとするときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。 (申請の取下げ)	2 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を市長に報告し、その指示を受けなければならない。 (申請の取下げ)
第9条 補助対象者は、補助事業の中止、廃止等により、当該補助金の交付の申請を取り下げるときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付取下申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。	第9条 補助対象者は、補助事業の中止、廃止等により、当該補助金の交付の申請を取り下げるときは、行橋市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付取下申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

改正後	改正前
(設置工事等の基準) 第10条 小型合併処理浄化槽の<u>設置</u>は、法第6条の規定により浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。また、工事については第6条第2項の規定による決定の通知を受けた日以後から着手できる。 2 小型合併処理浄化槽の<u>設置</u>は、法第21条の規定による知事の登録を受けた浄化槽工事業者に委託して行わなければならない。 3 設置者は、小型合併処理浄化槽の適正な機能の維持を図り生活環境を保全するため、法第3条第3項に規定する浄化槽の使用に関する環境省令に従って維持管理しなければならない。 4 小型合併処理浄化槽の保守点検は、法第8条の規定により浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。 5 前2項の維持管理及び保守点検は、知事の登録を受けた保守点検業者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に委託して行わなければならない。 6 小型合併処理浄化槽の清掃は、法第9条の規定により浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。 7 前項の清掃は、法第35条の規定による市長の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者(以下「浄化槽清掃業者」という。)に委託して行わなければならない。	(設置工事等の基準) 第10条 小型合併処理浄化槽の<u>設置等</u>は、法第6条の規定により浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。また、工事については第6条第2項の規定による決定の通知を受けた日以後から着手できる。 2 小型合併処理浄化槽の<u>設置等</u>は、法第21条の規定による知事の登録を受けた浄化槽工事業者に委託して行わなければならない。 3 設置者は、小型合併処理浄化槽の適正な機能の維持を図り生活環境を保全するため、法第3条第3項に規定する浄化槽の使用に関する環境省令に従って維持管理しなければならない。 4 小型合併処理浄化槽の保守点検は、法第8条の規定により浄化槽の保守点検の技術上の基準に従って行わなければならない。 5 前2項の維持管理及び保守点検は、知事の登録を受けた保守点検業者(以下「浄化槽保守点検業者」という。)に委託して行わなければならない。 6 小型合併処理浄化槽の清掃は、法第9条の規定により浄化槽の清掃の技術上の基準に従って行わなければならない。 7 前項の清掃は、法第35条の規定による市長の許可を受けて浄化槽清掃業を営む者(以下「浄化槽清掃業者」という。)に委託して行わなければならない。
(設置者の義務)	(設置者の義務)
第11条 設置者は、法第10条の規定により前条第4項の保守点検及び同条第6項の清掃を行わなければならない。	第11条 設置者は、法第10条の規定により前条第4項の保守点検及び同条第6項の清掃を行わなければならない。
(設置後等の水質検査)	(設置後等の水質検査)
第12条 設置者は、法第7条に規定する水質検査を受けなければならない。 2 設置者は、法第11条に規定するところにより、毎年水質検査を受けなければならない。	第12条 設置者は、法第7条に規定する水質検査を受けなければならない。 2 設置者は、法第11条に規定するところにより、毎年水質検査を受けなければならない。
(実績報告)	(実績報告)
第13条 補助対象者は、補助事業完了後1月以内又は当該年度末日の14日前のいずれか早い日(以下「提出期限」という。)までに、次の各号に掲げ	第13条 補助対象者は、補助事業完了後1月以内又は当該年度末日の14日前のいずれか早い日(以下「提出期限」という。)までに、次の各号に掲げ

改正後	改正前
る書類とともに実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により提出期限までに実績報告書を提出できないときは、次条に規定する理由書を添えて、提出できる状態になった後、直ちに提出しなければならない。 (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し (2) 浄化槽設置状況検査依頼書の写し及び領収書の写し (3) 浄化槽<u>設置</u>工事写真（別表第3） (4) <u>福岡県浄化槽事務取扱要領（昭和60年10月14日60整第601号）様式第9号の写し</u> (5) その他市長が必要と認める書類 （理由書） 第14条 補助対象者は、前条のほか、第3条第2項第4号ただし書の事情その他市長が補助事業に関して理由を明らかにすべきと認める事情があるときは、理由書（様式第10号）を提出しなければならない。 （補助金の額の確定） 第15条 市長は、第13条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業として適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第11号）により、補助対象者に通知するものとする。 （補助金の請求） 第16条 補助対象者は、前条の規定による補助金の確定の通知を受けた後、補助金交付請求書（様式第12号）により、補助金の請求をするものとする。 （決定の取消） 第17条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 不正の手段により補助金交付の決定を受けたとき。 (2) 補助金を補助事業の他の用途に使用したとき。 (3) 補助金交付の条件に違反したとき。 （補助金の返還）	る書類とともに実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により提出期限までに実績報告書を提出できないときは、次条に規定する理由書を添えて、提出できる状態になった後、直ちに提出しなければならない。 (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し (2) 浄化槽設置状況検査依頼書の写し及び領収書の写し (3) 浄化槽<u>設置等</u>工事写真（別表第3） (4) <u>浄化槽工事のチェックリスト（別表第4）</u> (5) その他市長が必要と認める書類 （理由書） 第14条 補助対象者は、前条のほか、第3条第2項第4号ただし書の事情その他市長が補助事業に関して理由を明らかにすべきと認める事情があるときは、理由書（様式第10号）を提出しなければならない。 （補助金の額の確定） 第15条 市長は、第13条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業として適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第11号）により、補助対象者に通知するものとする。 （補助金の請求） 第16条 補助対象者は、前条の規定による補助金の確定の通知を受けた後、補助金交付請求書（様式第12号）により、補助金の請求をするものとする。 （決定の取消） 第17条 市長は、補助対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。 (1) 不正の手段により補助金交付の決定を受けたとき。 (2) 補助金を補助事業の他の用途に使用したとき。 (3) 補助金交付の条件に違反したとき。 （補助金の返還）

改正後	改正前																								
第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。 (設置工事の確認) 第19条 市長は、補助事業を適正に執行するため、小型合併処理浄化槽の設置の状況を<u>施工現場</u>において確認する。 (補助金の適用除外) 第20条 この告示に定める補助金は、国、県、市等の公共団体並びに事業活動に供する施設及びこれに付帯する建築物の小型合併処理浄化槽には適用しない。 (その他) 第21条 この告示に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この告示の施行の日の前日までに行橋市生活雑排水処理施設の設置指導及び補助金交付要綱の規定により行われた手続き及び処分は、なお従前の例による。 別表第1 (第4条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td><td><u>332,000円</u></td></tr> <tr> <td>7人槽</td><td><u>414,000円</u></td></tr> <tr> <td>10人槽</td><td><u>548,000円</u></td></tr> </tbody> </table> 別表第2 (第4条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>加算金限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存単独浄化槽の処分に要する費用</td><td>120,000円</td></tr> </tbody> </table>	人槽区分	限度額	5人槽	<u>332,000円</u>	7人槽	<u>414,000円</u>	10人槽	<u>548,000円</u>	区分	加算金限度額	既存単独浄化槽の処分に要する費用	120,000円	第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。 (設置工事の確認) 第19条 市長は、補助事業を適正に執行するため、小型合併処理浄化槽の設置等の状況を<u>施工の現場</u>において確認する<u>ものとする</u>。 (補助金の適用除外) 第20条 この告示に定める補助金は、国、県、市等の公共団体並びに事業活動に供する施設及びこれに付帯する建築物の小型合併処理浄化槽には適用しない<u>ものとする</u>。 (その他) 第21条 この告示に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この告示の施行の日の前日までに行橋市生活雑排水処理施設の設置指導及び補助金交付要綱の規定により行われた手続き及び処分は、なお従前の例による。 別表第1 (第4条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽区分</th><th>限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td><td><u>303,000円</u></td></tr> <tr> <td>7人槽</td><td><u>360,000円</u></td></tr> <tr> <td>10人槽</td><td><u>468,000円</u></td></tr> </tbody> </table> 別表第2 (第4条関係) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>加算金限度額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存単独浄化槽の処分に要する費用</td><td>120,000円</td></tr> </tbody> </table>	人槽区分	限度額	5人槽	<u>303,000円</u>	7人槽	<u>360,000円</u>	10人槽	<u>468,000円</u>	区分	加算金限度額	既存単独浄化槽の処分に要する費用	120,000円
人槽区分	限度額																								
5人槽	<u>332,000円</u>																								
7人槽	<u>414,000円</u>																								
10人槽	<u>548,000円</u>																								
区分	加算金限度額																								
既存単独浄化槽の処分に要する費用	120,000円																								
人槽区分	限度額																								
5人槽	<u>303,000円</u>																								
7人槽	<u>360,000円</u>																								
10人槽	<u>468,000円</u>																								
区分	加算金限度額																								
既存単独浄化槽の処分に要する費用	120,000円																								

改正後			改正前		
既存汲み取り便槽の処分に要する費用		90,000円	既存汲み取り便槽の処分に要する費用		90,000円
配管設置工事に要する費用		300,000円	配管設置工事に要する費用		300,000円
別表第3（第13条関係）			別表第3（第13条関係）		
写真の種類	審査のポイント	備考	写真の種類	審査のポイント	備考
(1) 浄化槽設備士が 実地に監督している ことを証する写真	浄化槽設備士が工事 を実地に監督している か、又は自ら工事を行 っているか。		(1) 浄化槽設備士が 実地に監督している ことを証する写真	浄化槽設備士が工事 を実地に監督している か、又は自ら工事を行 っているか。	
(2) 基礎工事の状況 を示す写真	栗石地業を行った 後、捨てコンクリート を所定の厚さで打って いるか。		(2) 基礎工事の状況 を示す写真	栗石地業を行った 後、捨てコンクリート を所定の厚さで打って いるか。	
(3) 据付工事の状況 を示す写真	水張を行い、水平を 保ちつつ、水じめ及び 突き固めを行っている か。	水準器を用い、水平 を確認しつつ、水じめ 及び突き固めを行って いる状況を撮影する。	(3) 据付工事の状況 を示す写真	水張を行い、水平を 保ちつつ、水じめ及び 突き固めを行っている か。	水準器を用い、水平 を確認しつつ、水じめ 及び突き固めを行って いる状況を撮影する。
(4) かさ上げの状況 を示す写真	バルブ操作などの維 持管理を容易に行うこ とができるか。	スケールをあてるな どして、かさ上げ高さ がわかるように撮影す る。	(4) かさ上げの状況 を示す写真	バルブ操作などの維 持管理を容易に行うこ とができるか。	スケールをあてるな どして、かさ上げ高さ がわかるように撮影す る。
※削除			別表第4（第13条関係）		
			浄化槽工事のチェックリスト		
検査項目		チェックのポイント	欄		
1 流入管きよ及び 放流官きよの勾配		汚物や汚水の停滞がないか。			
2 放流先の状況		放流口と放流水路の水位差が適切に保た れ、逆流のおそれはないか。			
3 誤接合等の有無		生活排水が全て接続されているか。			

改正後	改正前			
		雨水や工場排水等が流入していないか。		
	4 弁の位置及び種類	起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切な弁が設置されているか。		
	5 流入管きょ、放流管きょ及び空気配管の変形及び破損のおそれ	管の露出等により変形及び破損のおそれはないか。		
	6 かさ上げの状況	バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。		
	7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況	保守点検及び清掃を行いにくい場所に設置されていないか。		
		保守点検及び清掃の支障となるものが置かれていないか。		
		コンクリートスラブが打たれているか。		
	8 漏水の有無	漏水が生じていないか		
	9 浄化槽本体の水平の状況	水平が保たれているか		
	10 接触材等の変形、破損、固定の状況	嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。		
		しっかり固定されているか。		
	11 ばっ気装置、逆洗装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況	各装置に変形や破損はないか。		
		しっかり固定されているか。		
		空気の出方や水流に片寄りはないか。		
	12 消毒設備の変形、破損、固定の状況	消毒設備に変形や破損はないか。		
		しっかり固定されているか。		

改正後		改正前			
			薬剤筒は傾いていないか。		
		13 ポンプ設備（流入 ポンプ及び放流ポ ンプ）の設備及び稼 働状況	ポンプますに変形や破損はないか。		
			ポンプますに漏水のおそれはないか。		
			ポンプが2台以上設置されているか。		
			設計どおりの能力のポンプが設置されてい るか。		
			ポンプの固定が十分行われているか。		
			ポンプの取りはずしが可能か。		
			ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼 働を妨げるおそれはないか。		
		14 ブローの設置 及び稼働状況	防振対策がなされているか。		
			固定が十分行われているか。		
			アースはなされているか。		
			漏電のおそれはないか。		
		15 既存設備（単独処 理浄化槽又は汲み 取り便槽）の撤去	既存設備の撤去が十分行われているか。		
			産業廃棄物の処理が適正に行われている か。		
		上記のとおり証明いたします。 年 月 日 浄化槽整備士 氏 名 印 （浄化槽整備士免状の交付番号）			
様式第1号（第5条関係）	<u>別紙のとおり</u>	様式第1号（第5条関係）	<u>別紙のとおり</u>		
様式第2号（第5条関係）	<u>別紙のとおり</u>	様式第2号（第5条関係）	<u>別紙のとおり</u>		
様式第3号（第5条関係）	略	様式第3号（第5条関係）	略		
様式第4号（第5条関係）	略	様式第4号（第5条関係）	略		

改正後	改正前
様式第 5 号（第 6 条関係） 略	様式第 5 号（第 6 条関係） 略
様式第 6 号（第 6 条関係） 略	様式第 6 号（第 6 条関係） 略
様式第 7 号（第 8 条関係） 略	様式第 7 号（第 8 条関係） 略
様式第 8 号（第 9 条関係） 略	様式第 8 号（第 9 条関係） 略
様式第 9 号（第13条関係） <u>別紙のとおり</u>	様式第 9 号（第13条関係） <u>別紙のとおり</u>
様式第10号（第13条、第14条関係） 略	様式第10号（第13条、第14条関係）
様式第11号（第15条関係） 略	様式第11号（第15条関係） 略
様式第12号（第16条関係） <u>別紙のとおり</u>	様式第12号（第16条関係） <u>別紙のとおり</u>